



◆最近のトラブル情報から

(1) 突然知らない業者から健康食品が送り付けられてきた！

「注文を受けた健康食品を送る」などと電話があり、申し込んでいないと断っても、「注文した時の録音がある」、「裁判に出す」と脅して、強引に送りつけるトラブルが発生しています。

書類に「法的手段を取る」などと不安をあおるような脅し文句が書いてあっても、利用した覚えのない請求は支払わないで無視しましょう。決して相手に連絡してはいけません。承諾していないのに商品を送りつけられた時は、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。

断り切れずに承諾し、商品が届いてしまっても、[クーリング・オフ](#)ができる場合がありますので、お困りの時は大阪市消費者センターにご相談ください。

(2) 新聞の長期契約や解約トラブルにご注意！

新聞の訪問販売について、高齢の方からの相談が目立っています。8月22日には、国民生活センターから、[新聞契約に関する注意情報](#)が出されました。

高齢の方と、10年を超えるような長期間の契約を結び、中途解約を認めず、高額な解約料や景品代を請求するケースが発生しています。また、販売員による強引な勧誘や、ウソの説明を聞いて契約してしまったケースもあります。

新聞契約については、次の点にご注意ください。

- ・不用意にドアを開けない。要らないものははっきり断ること。
- ・長期の契約は避け、先の見通せる範囲で契約すること。
- ・サインする前に購読契約書に記載された契約期間を確認すること。
- ・高額な景品を受け取ったり、景品につられて契約しないこと。

契約についてお困りの時は、大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・ [消費生活相談専用電話：6614-0999](#)

（毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

- ・メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス
- ・面談：大阪市消費者センター（※予約不要）
その他の面談場所（※要予約 6614-0999）
 - ・天王寺サービスカウンター
 - ・市民相談室(市役所1階)

